秋田市地域公共交通協議会規約新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (略) (協議事項)	第1条 (略) (協議事項)
第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。	第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するもの とする。
(1) (略)(2) 「第2次秋田市公共交通政策ビジョン」の変 更および関係する事業の実施に関する事項	(1) (略) (2) <u>「秋田市公共交通政策ビジョン」および</u> 「第 2次秋田市公共交通政策ビジョン」の変更およ
(3)~(5) (略) 以下 (略)	び関係する事業の実施に関する事項 (3)~(5) (略) 以下 (略)